

# 独立行政法人国立健康・栄養研究所の 平成23年度の業務実績の評価結果

平成24年8月22日  
厚生労働省独立行政法人評価委員会

## 1. 平成23年度業務実績について

### (1) 評価の視点

独立行政法人国立健康・栄養研究所は、厚生労働省の附属機関であった国立健康・栄養研究所が、平成13年4月に新たに独立行政法人として発足したものである。平成23年度の当該研究所の業務実績の評価は、平成23年3月に厚生労働大臣及び内閣総理大臣が定めた第3期中期目標（平成23年度～27年度）の初年度の達成状況についての評価である。

当該研究所に対しては、国の機関から独立行政法人となった経緯等を踏まえ、第3期中期目標において、第1期中期目標（平成13年度～17年度）、第2期中期目標（平成18年度～平成22年度）に引き続き、弾力的・効果的な業務運営を通じて、業務の効率性の向上、質の向上及び透明性の向上により国民の求める成果を得ることが強く求められている。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」（平成13年6月厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）等に基づき、平成22年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）やいわゆる2次意見等も踏まえ、評価を実施した。

### (2) 平成23年度業務実績全般の評価

第3期中期計画に移行し、生活習慣病予防対策、国民の健康づくり施策に科学的根拠を提供するための研究を重点的に行うとともに、アジア諸国における健康科学・栄養学の発展において中心的な研究機関として役割を果たしていることは評価できる。

第3期中期計画においては、国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に重点化し、これらの重点課題にかかる目標を達成するため、各研究部・センターが相互に連携しながら調査研究を着実に進めている。その成果は、多くの実績を挙げたことから評価できる。例えば、「運動基準2006」で示された身体活動量、運動量、体力の基準の妥当性検討のための大規模無作為割り付け介入研究を実施し、そのデータから日本のサルコペニア（筋肉減弱症）基準値を提示することにより運動基準改定に寄与するとともに、生活習慣病予防や治療につながる新たなインスリン分泌のメカニズムや肝臓のインスリン抵抗性発症メカニズムについての知見を得る等の大きな実績を挙げたものと評価できる。

東日本大震災への対応として、現地の管理栄養士・栄養士らが被災者への支援に活用できる健康・栄養に係るリーフレットを作成し、被災地での的確な地域栄養活動のための情報提供に努めたことは評価できる。

また、健康増進法に基づく公平性・中立性が高く求められる業務に関し、「国民健康・栄養調査の集計業務」では、効率的かつ適切に業務を実施し、「特別用途食品等の分析業務」では、分析の精度管理体制構築に向けた取り組み等、

精度向上に努めていることは高く評価できる。

国際協力についても、国際シンポジウムの開催等によりアジア諸国との研究ネットワークの構築や、海外からの研究者の受け入れを積極的に推進している点は評価できる。

情報発信については、ホームページのリニューアルやソーシャルネットワークサービス（SNS）の活用等、より国民への身近なサービスを通じて研究成果や健康・栄養・健康食品情報を発信し多くのアクセスを得て、国民の健康の維持・増進に寄与している点は評価できる。

業務運営については、中期計画の達成に向けて様々な取り組みが行われており、効率化・合理化を図ってきたことが認められる。各研究部・研究室がもつ課題ごとに人員配置や予算配分、研究成果や貢献度合いに基づく処遇への反映などの取り組みがなされ、効果的な業務運営が図られていると認められる。その他、定型的な業務の外部委託、研究機器のリース期間終了後の再リースなどの経費節減努力により、業務運営全体としての効率化が着実に進んでいる。

以上の点を踏まえ、平成23年度の実績評価については、全体として、当該研究所の目的である「国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進」に資する活動を着実に進めており、中期目標に基づく年度計画を達成し、適正に業務を実施したと評価する。

ただし、以下の点について留意し、今後のさらなる改善と効率化を期待する。

①国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究の一つである「日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究」について、「日本人の食事摂取基準（2010年版）」の積極的な普及啓発活動が実施されている点は評価できるが、次期改定に向けて超高齢社会における高齢者の各年齢階層別の基準を明らかにする等さらなる科学的根拠の蓄積や、現場での活用状況及び活用上の課題把握についても研究することを期待する。また、これらの研究を推進する上で、特に若手を中心とした研究能力の向上に対する活動は、戦略性をもってより具体的に取り組むことを期待する。

②研究成果の公表については、インパクトファクターの高い原著論文の採択数や学会発表数が年度計画を上回っていることは高く評価できる。一方で、研究所の目的に照らした研究成果の社会的意義を評価することも必要であり、今後の課題として取り組むことを期待する。

③業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置のうち、運営費交付金については、いずれも数値目標は達成しており、年度計画を上回る実績であると評価できるが、学会参加人数の絞り込みによる旅費削減において研究に影響が生じないように配慮すべきである。

④財務内容の改善に関する事項を達成するための措置のうち、外部研究資金

の確保について、その努力については評価できるが、目標に対して十分とは言えないため、さらなる外部研究資金の獲得を期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

## 2. 具体的な評価内容

### (1) 業務運営の効率化に関する措置について

業務運営の改善に関する事項については、運営会議等を適宜開催して情報の共有化に努め、また、予算執行管理システムの運用等による効率的な業務運営に努める等、中期計画に対し適切に運営されていることは評価できる。

研究・業務組織の最適化に関する事項については、新組織への改組、ニーズに応じたプロジェクトチームの設置など、社会的要請に応える機動的な組織編成を実施しており、また、民間企業、大学等からの研究者の受入やそれらへの研究者の派遣により組織の活性化や人材育成に努めており、評価できる。

職員の人事の適正化に関する事項については、行政ミッションや法定業務等に重点的に研究員等を配置する等メリハリのある人事配置に努め、女性研究員の働きやすい環境づくり等に取り組んでいることは評価できる。事務等の効率化・合理化に関する事項については、管理部門の業務効率化を促進し職員を1名削減し、さらに定型業務の外部委託による業務の効率化に努めた点は評価できる。

評価の充実に関する事項については、各研究部・センターごとに内部評価および外部評価を実施し、その結果を予算配分や人員配置に反映させており、効率的な運用を行っている点は評価できる。

### (2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

#### ①研究に関する事項について

国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究のうち、「生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究」については、運動基準で示された身体活動量、運動量、体力の基準の妥当性について検討するための大規模無作為割り付け介入研究では、そのベースラインデータから、わが国のサルコペニア基準値を提示し、運動基準改定に寄与する等の成果が得られている。また、生活習慣病予防や治療につながる新たなインスリン分泌のメカニズムや肝臓のインスリン抵抗性発症メカニズムについての知見が得られ、さらに運動時に骨格筋で発現が増加する転写共役因子は、運動時の骨格筋の機能を向上させることにより、運動能力が高まることが示された点は評価できる。なお、運動と食事の併用効果の検討については、中期計画に沿って確実に研究を推進しているが、食

事の併用に関する研究について今後さらなる成果を期待したい。

また、「日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究」については、「日本人の食事摂取基準（2010年版）」の普及啓発のため、研究所主催の講演会の開催や各地の講習会に講師を派遣する等、国民の健康の維持・増進に努めたことは評価できる。今後は次期基準改定に向けて、超高齢社会に対応できるよう高齢者について各年齢階層別に基準を明らかにすること等さらなる科学的根拠の蓄積と、現場での活用状況及び活用上の課題把握等、研究の充実が期待される。また、国民健康・栄養調査のデータを活用し、「健康日本21」の最終評価や、次期健康づくりプラン「健康日本21（第2次）」策定のための健康格差に関するデータを提供するなど、国の健康政策に寄与する実績を挙げた点を高く評価する。

さらに、『健康食品』を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究については、国内に流通している健康食品中の抗酸化物質の大量摂取における安全性評価では、それらを危惧する結果が示されなかったという知見を得た点は評価できる。国民の関心が高い健康食品に関する研究では、安全性・有効性評価は重要であり、そのデータベースの公開において研究所が大きな役割を担っていることを国民に理解されるよう努めることが重要である。そのためにも、公平中立な研究成果の公表、特に動物実験レベルの基礎研究成果の公表においては、国民に誤解を与えない研究成果の公表についてさらに努力をすることが期待される。

研究所の研究能力の向上及び食育推進のための調査研究については、若手研究者の研究能力向上において、一定の成果が得られているものの、課題設定等による戦略性をもった取り組みが期待される。一方で、食育推進のための調査研究については、内閣府の第2期食育推進基本計画実施に向けて地域在住高齢者の食事状況や身体状況の把握に努めるなど、研究実績を挙げている。また食育の視点から、東日本大震災被災者への対応として、現地の栄養士が被災者のために使用するリーフレットを作成するなど、被災者の健康支援に寄与した点は評価できる。

以上の研究成果については、インパクトファクターの高い原著論文の採択や特別講演、招待講演を含む学会発表が質量ともに年度計画を上回っており、高い研究レベルが評価できる。一方で、研究所の目的に照らした研究成果の社会的意義を評価することも必要であり、その手法も含め、今後の課題として取り組むことを期待する。

研究成果を広く社会に還元するための取り組みについても、一般公開セミナー、オープンハウスの開催等、各種活動を具体的に展開し、開かれた研究所に向けた多様な取り組みが行われていることは評価できるが、参加者が減少しており、今後、参加者の意見やアンケート調査の結果を活用し、さらなる充実と改善を図ることが望まれる。

研究の実施体制等の整備については、研究所の人員が少ない中で研究テ

ーマの重要性に応じた人員の重点配備や研究費の配分を行い、また連携大学院、民間企業等との人材交流、共同・受託研究を積極的に行ったことは評価できる。

## ②法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項について

健康増進法に基づく業務である「国民健康・栄養調査の集計業務」では、効率的かつ適切に業務を実施し、報告までの期間の短縮化も計画を達成しており、また「特別用途食品等の分析業務」では、分析の精度管理体制の構築に向けた取り組み等、民間登録試験機関を含めた精度向上に努めたことは評価できるが、その精度管理及び精度向上の効果を検証し、さらなる充実を期待する。

社会的・行政ニーズへの対応としては、関係団体や行政機関との意見交換、国や地方自治体等の審議会への技術支援、協力等を行い国民や行政ニーズの把握に努め、それらを研究業務に反映させる取り組みを進めていることは評価できる。

国際協力、産学連携等の対外的な業務については、国際シンポジウムの開催等のアジアにおける国際協力、若手研究員の受け入れ等、国際協力を推進しており、また、産学官連携による共同研究や研究者の交流等を通じて社会還元にも努めたことは評価できる。

栄養情報担当者（NR）制度については、第三者機関への移管先を決定し、円滑に取り組まれていることは、評価できる。また、試験の実施、研修会の開催など、年度計画に基づいた取り組みが適切に実施されている。

## ③情報発信の推進に関する事項について

ホームページのリニューアルやソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）の活用等、より国民への身近なサービスを通じて、研究成果や健康・栄養・健康食品情報を発信し多くのアクセスを得て、国民の健康の維持・増進に寄与している点は評価できる。

## （3）財務内容の改善等について

### ①外部資金その他の自己収入の増加に関する事項について

受託研究収入については年々減少しており、平成22年度の60,961千円（28件）に対し、46,821千円（20件）となっている。また当中期目標期間においては、研究資金の半分以上を外部から獲得することが目標として掲げられているが、42.31%と達成できなかった。これらの要因を当該研究所は昨今の経済情勢や東日本大震災の影響と分析しているが、外部研究資金その他の自己収入の積極的な拡大に一層の努力を求める。

特許権を含む知的財産権の活用（申請を含む）については、目標4件に対し実績ゼロであった。当該研究所が研究成果を社会に還元させるため、

どのように知的財産権を活用するかについて明確な方針を立て、それに沿った活用に努めるべきである。

#### ②経費の抑制に関する事項について

経費節減の努力については、中期目標期間の数値目標（平成22年度を基準として一般管理費（△10%）、業務経費（△5%））に対して、一般管理費（△6.8%）、業務経費（△18.5%）となっている。また、人件費は前中期目標期間の数値目標（△5%）の努力を継続することとされているが、平成22年度に対して△2.4%となっており、いずれも目標が達成されている点は評価できる。

#### （4）その他業務運営に関する措置について

当該研究所で保有するさまざまな研究データや情報システムのセキュリティ確保のため、セキュリティ対策実施手順書の見直し等を行うなど、年度計画に沿った適切な対応が講じられている。

#### （5）評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

##### ①財務状況について

平成23年度の当期総利益4百万円は、人件費に係る運営費交付金の収益化によるものである。

##### ②保有資産の管理・運用等について

当該研究所は、独自の庁舎を持たず、個別法に基づき無償で庁舎を使用しているが、占有するプールや運動フロアについては、研究の一環として設備使用料を取って民間開放を行っているが、今年度については節電の要請により抑制された。

職員宿舎については、平成24年4月3日「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（行政改革実行本部決定）に該当する職員宿舎はない。

運営費交付金債務と欠損金等との相殺に着目した洗い出し状況について、監事による監査に加え、当委員会の財務担当委員が確認したが、不適切な事例は認められなかった。

##### ③組織体制・人件費管理について

当該研究所における職員の給与については、国に準じた給与体系（俸給表等）を適用しており、俸給、諸手当等の給与水準は国家公務員の給与水準と同一であり、国と異なる独自の手当もないとしている。

ラスパイレス指数（年齢勘案）については、研究職員は103.9%、事務・技術職員は109.3%といずれも昨年より低くなってはいるものの、特に事務・技術職員は高い水準となっている。これについて、当該研究所は年齢・

地域・学歴勘案ではそれぞれ 100.1、97.9 であることをもって妥当と判断している。事務・技術職員の比率の高さと変動要因は、職員 9 名のうち本省からの出向者が 3 名含まれていること及びそれらの人員の頻繁な異動にある。このように、法人の厚生労働省からの現役出向者の受入は、人件費の水準にも大きく影響することから、「職員の人事の適正化に関する事項」等で説明することも検討する必要がある。

一方、人件費については、平成 22 年度実績比で 2.4%削減されており、中期目標、中期計画による削減率を達成していることから評価できる。

また、福利厚生費の状況について、法定外福利費は 1,069 千円（役職員一人当たり 10,480 円）となっており、その内容は、労働安全衛生法に基づく健康診断費用のみに抑制されており、いわゆるレクリエーション経費等がないことは評価できる。

#### ④事業費の冗費の点検について

国で言ういわゆる庁費については、年を通じて消耗品の一括購入など研究所の経費節減の努力が講じられているほか、年度末の不要不急の支出も認められないことから、評価できる。

なお、旅費については海外出張の見直し等により経費節減が講じられているが、研究者の研究内容等に影響が生じないことを望む。

#### ⑤契約について

契約方式等、契約に係る規程類は、適切に整備され、事務の執行体制については、複数者による事前・事後のチェック機能が確立されており、また審査体制については、会計担当監事の月次監査、所内での内部監査を実施するなど契約に係る適正な運営を行うよう努力していると認められる。

契約については、件数、金額とも全般的に減少傾向にある中、随意契約 1 件以外は一般競争入札となっている。また、一般競争入札についても 1 者応札の件数・金額は減少している。

なお、公益法人等への会費等の支出は、行われていない。

#### ⑥内部統制について

内部統制については、幹部会議、運営会議等、所内の会議を利用して、理事長が組織にとって重要な情報やミッション及びリスクについて適切に把握・分析するとともに、ミッション及びそのリスクへの対応を各研究部長・センター長へ周知徹底している点は評価できる。また、監事監査及び内部監査を毎年実施し、業務の運営状況等をチェックすることにより業務の改善を図るとともに、理事長、監事、内部監査チームとの連携が図られていると認められる。さらに、年度中間及び年度末に各研究部・センターの内部評価、年度末に外部評価を実施し、理事長はこれらの評価結果及び行政ミッション遂行の適切性等を総合的に勘案し、その後の対応に反映し



ていると認められる。

なお、内部統制については、特に問題がない旨監事による評価を受けている。

年度計画以外から得られた成果としては、社会的ニーズに応えるため、理事長のイニシアティブにより東日本大震災に関するプロジェクトチームを設置し、被災者の健康支援に努める等、機動的な組織編成を実施した点は評価できる。

年度計画の妥当性については、監事出席の内部評価において、研究の進捗状況及び成果があげられているか評価を行い、また役員会における業務実績について監査し、計画について妥当であると確認されている点は評価できる。

#### ⑦事務事業の見直し等について

「独立行政法人の事務・事業の見直し方針」に従って、NR 制度については「一般社団法人日本臨床栄養協会」へ平成 27 年 7 月までの移管を決定したことは評価できる。今後は具体的な移管計画を策定し円滑な移管が図られるよう努められたい。

収去食品等の分析業務については民間登録試験機関に開放するとともに、当該研究所は検査精度の維持・管理、検査方法の標準化等に重点化することとなったが、消費者庁監督のもと役割分担を明確にし、必要な事業に絞ることも必要である。

健康増進法に基づく表示許可試験における検査料の見直しについては、消費者庁の健康増進法施行令の改正を踏まえ、早急に対応すべきである。

#### ⑧法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

#### ⑨業務改善のための役職員のイニシアティブ等について

自然災害等に関係するリスクへの対応については、東日本大震災前から大規模地震災害等を想定した取組が行われており、また当研究所独自の取り組みとして、地震等災害発生時における公共交通機能麻痺による職員の帰宅困難化に対しては、帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、非常用食糧等の防災用品の備蓄を行い、台風等の災害が予測される場合は、早期帰宅を促し、職員の安全確保に努めているなど適切な対応が講じられている。

#### ⑩国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成 24 年 7 月 17 日から 7 月 3

1日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行い、その寄せられた意見を参考にしつつ評価を行った。